

## 家族と関係者に安心と元気を与えてくれた！

JR 列車事故 最高裁判決について

2016年3月4日

公益社団法人 認知症の人と家族の会

「家族の会」が三度にわたり「見解」を発表し、家族（遺族）への損害賠償を求めないように訴えてきた JR 列車事故訴訟で、最高裁は1日、JR 東海が求めた妻と長男の監督責任を認めず、家族側には賠償の責任がないとする判決を言い渡しました。

この事故は、2007年12月、愛知県で認知症の男性（当時91、要介護4）が、介護に当たっていた妻らがほんの数分目を離れた間に、1人で外出して JR 駅構内の線路に入り、列車にはねられ死亡したものです。JR 東海は家族が監督義務を怠ったとして、振替輸送などの費用約720万円の支払いを求めました。一審の名古屋地裁は妻と長男に請求通りの支払いを命じ、二審の名古屋高裁は妻だけに約360万円の支払いを命じました。これに対して、JR 東海、家族側の双方が上告していたものです。

「家族の会」は一審判決後に、『認知症の人の徘徊は防ぎきれない 家族に責任を押し付けた一審判決は取り消すべき』との見解を発表し、弁護士から高裁判官に証拠書類として提出されました。また、二審判決に対しては、「時代錯誤」と批判し、さらに審理中の最高裁に向けては、『最高裁に期待する！ 鉄道事故被害の社会的救済に道拓く判決』との見解を発表していました。

今回の判決は、妻が数分まどろんだことを介護の過失とした一、二審判決を否定し、「少なくとも普通に介護していれば、妻であっても長男であっても同居していても、賠償責任は問われない」という趣旨であると受け止めて高く評価します。また、「家族に責任を押し付ける判例を残しては全国の介護家族に申しわけない」と最高裁まで闘ってくれた家族に敬意を表します。家族側弁護団の尽力にも感謝します。この判決は、全国の家族と認知症介護に関わる人々に大きな安心と元気を与えてくれました。

今回の最高裁判決は、残念ながら、「鉄道事故被害の社会的救済に道拓く判決」にはなりませんでしたが。しかし判決を契機に、何らかの社会的対応が必要との声が高まっています。裁判を機に徘徊への社会的関心も高まりました。「家族の会」は、引き続き鉄道事故被害の社会的救済を求めていくとともに、認知症への理解を広めること、社会・地域で認知症への取り組みを進めること、本人・家族がつながり励まし合うことにいっそう積極的に取り組んでいきます。